



釣り人など多くの人の憩いの場 東二見漁港

住民投票条例案 3回目の否決

議会内でも資格要件にさまざまな意見 制定の必要性も含めて検討を

令和3年第2回定例会9月議会が9月7日から10月13日まで開かれました。明石市市税条例等の一部を改正する条例制定の
ことなど議案12件を可決・同意、報告6件を了承しました。な
お、明石市住民投票条例制定のことなど議案3件を否決しまし
た。また、令和2年度決算のうち明石市一般会計歳入歳出決算
を不認定とし、特別会計・企業会計決算の11件は認定しました。

9月29日の本会議では、明石市住民投票条例案について、原案および修正案をいずれも賛成少数で否決しました。

住民投票は、将来にわたり市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民の意思を確認するために行われるものです。本条例案については、平成27年12月議会と令和2年3月議会に提案がありましたが、いずれも否決されており、成

立には至っていません。このたび市は、自治基本条例で保障された住民投票制度の早期の確立を図るため、これまでの市議会での議論などを踏まえ、規定する内容を見直し、住民投票の実施請求に必要な署名数を投票資格者の6分の1以上、投票資格者に定住外国人を含まないとする条例案を



住民投票条例は成立せず

提案しました。これに対して、3人の議員から、市長の付属機関である住民投票条例検討委員会の答申書どおりとするべきであり、必要な署名数を8分の1以上、投票資格者に定住外国人を含むとした修正案が提出されました。両案に対して、必要が生じた際は、地方自治法において住民投票を行う権利は保障されていることから、条例は不要である。また、署名数の要件によっては本条例が濫用される恐れがあるとの反対意見のほか、市長の本会議等での言動から、条例制定に対する真摯な姿勢が感じられないなどの意見もありました。

旧優生保護法 被害者等への支援条例案 賛成少数で否決

9月29日の本会議では、明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例案を賛成少数で否決しました。

本条例は、特定の疾病や障害を有することを理由に強制的に不妊・中絶手術を受けた、旧優生保護法等の被害者である市民に寄り添い、差別を許さないまちづくりをさら

に推進するものです。主な内容は、被害者等に寄り添った相談支援などを行うほか、不妊・中絶手術を受けた本人とその配偶者に1人300万円の支援金の給付を規定しています。

審査を行った総務常任委員会では、被害者に対する国や県の支援は不十分であり、市が補うとともに本市の取り組みが他市にも波及し、国の一時金支給法の改正につながってほしいという意見や、被害者の高齢化が進んでおり、早期の条例制定が必要であるとの賛成意見がありました。

一方、市民の税金から支出される支援金の対象者、目的や金額の根拠が明らかでない、支給を決

定するプロセスもあいまいであるなどの反対意見がありました。また、条例案は支援者等の関係者の意見を基に作成したもので、非常に大切な内容であるにも関わらず、市民への説明や意見募集手続きが不十分であり、丁寧に議論を進めるために継続審査を求める意見もありました。

委員会での採決については、継続審査を求める委員は棄権し、残りの委員は賛成3人、反対2人となり、賛成多数で可決しました。

本会議でも賛成・反対の立場から討論が行われましたが、賛成9人、反対12人、棄権6人と賛成少数となり、本条例は否決となりました。

も 2 市政を問う 16人が登壇
質疑・一般質問

く 3 市議会ホームページをリニューアル

じ 3 議員よもやま話

4 今年度の重点的な取り組みは
委員長に聞く

7 委員会の審査を紹介

8 決算審査特別委員会
令和2年度一般会計決算を不認定

10 市民全員・飲食店サポート事業
市長専決処分をめぐる審議の流れ

12 各議員の議案等に対する賛否を掲載
議案の賛否一覧



市議会だよりを
スマホで読める

※利用にはアプリのダウンロード
が必要です。

